

荒川流域エコネット地域づくり推進協議会 規約

（目的）

第1条 関東エコロジカル・ネットワークの荒川流域エリアにおいて、多様な主体が協働・連携し、コウノトリ・トキを含む地域で注目される生物を指標とする、河川及び周辺地域における水辺環境の保全・再生方策を推進するとともに、賑わいのある地域振興・経済活性化方策に取り組むことにより、広域連携モデルとしてのエコロジカル・ネットワークの形成による魅力的な地域づくりを実現することを目的とする「荒川流域エコネット地域づくり推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会の協議事項は、以下の通りとする。

- 一 荒川流域エリアにおける水辺環境の保全・再生方策に関すること
- 二 荒川流域エリアにおけるエコロジカル・ネットワーク形成に関すること
- 三 荒川流域エリアにおけるエコロジカル・ネットワーク形成による賑わいのある地域振興・経済活性化方策に関すること
- 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から年度末までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第4条 協議会に次の役員を置き、第3条第1項に掲げる委員から互選によってこれを定める。

- 一 会長 1名
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

（会議）

第5条 協議会は、会長が召集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、必要に応じ、協議会に委員以外の関係者の出席を要請することができる。

(ワーキング)

第6条 協議会は、第2条に掲げる協議事項を円滑に進めるため、ワーキングを置く。

(事務局)

第7条 協議会の業務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所に置く。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれるとして協議会において非公開とすることが適当であると認められる場合については、この限りでない。

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、別途、協議会傍聴要領に定める。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この規約は、平成29年11月16日から施行する。

この規約は、令和2年8月7日から施行する。

令和4年 6月 24日 一部改定

別表

荒川流域エコネット地域づくり推進協議会
委 員 名 簿

(敬称略、学識経験者五十音順、◎会長)

構成	氏 名	団 体 名 等
学識経験者	◎浅枝 隆	埼玉大学 名誉教授
	高木 嘉彦	公益財団法人埼玉県公園緑地協会 埼玉県こども動物自然公園 副園長
	日橋 一昭	那須どうぶつ王国 教育・普及啓発プロデューサー
	長谷川 雅美	東邦大学 理学部 教授
関係自治体の長	鴻巣市長	
	桶川市長	
	北本市長	
	川島町長	
	吉見町長	
関係行政機関	埼玉県 環境部 みどり自然課長	
	埼玉県 農林部 農村整備課長	
	埼玉県 県土整備部 河川環境課長	
	埼玉県 環境部 環境科学国際センター（生物多様性センター） 研究企画室長（副所長）	
	国土交通省 関東地方整備局 河川部 河川環境課長	
	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長	
オブザーバー	行田市 環境経済部 環境課	
	農林水産省 関東農政局 農村振興部 農村環境課	
	環境省 関東地方環境事務所 野生生物課	

(令和4年6月24日)